

一般質問 武藏重幸議員 1項目を問う



武藏重幸議員

問 白石市外二町組合の負担率を是正する考えは。

答 現在の負担率が有利であり、是正の考えはない。

問 白石市外二町組合の負担率が決められた昭和32年当時、七ヶ宿町は人口が5000人を超えている。そのときの計算から白石市が86.7%、蔵王町が8%、七ヶ宿町が5.3%の負担率となったが、ダムができて人口が激減しても同じ比率で計算されていることについて町長の考えを伺う。

答 現在の率の決定には七ヶ宿町、白石市、蔵王町の3者で合意があった。これを考慮すると負担率の変更協議は病院存続の根幹にかわり、存続基盤を揺るがすことになりかねない。また、白石市外二町組合議会の中でも負担割合の変更はしないことが決定しているので、負担金の是正を求めていく考えはない。



▲公立刈田総合病院

問 決まった枠の中で比率を計算するのだから減るわけではない。各市町の比率が変わるだけで存続には影響しないと思うが。

答 現在の負担率のままのほうが本町にとっては有利と判断している。

問 なぜ蔵王町は旧宮村の人口で、ほかはその町の人口で計算したという事実を飲まないのか。原点に戻って物事の計算をしなければならぬのではないか。

答 刈田病院の規約の改正それぞれ議会で議決しなければならぬ。それは七ヶ宿、白石、蔵王町も同じである。その上で県知事の許可を必要とし、1つでも可決されなければ規約の改正には至らない。現在、仙南地域の医療圏としてどのような形で再編成しなければいけないのか、そのときの刈田病院の役割を踏まえながら、もっと広い意味で議論していくことが一番必要ではないか考えている。

一般質問 梅津政志議員 1項目を問う



梅津政志議員

問 現在の敬老祝い金の給付条件は公平性にかけるのではないか。

答 多くの方々の意見を聞き、条例の改正について検討する。

問 100歳に達し100歳の誕生日まで引き続き10年以上町内に住所を有する者が特別敬老祝い金を受給できると条例に明記されているが、一方で100歳の直前に町内に住所を残したままで町外に居住すればその権利が消滅するのは公平性に欠けるのではないか。

答 条例の趣旨からも特別敬老祝い金は100歳の誕生日を本町で迎えられた方が対象となり、現在の条例に基づいた支給を今後も実施する考えである。

問 条例第3条の支給条件では10年以上住所を有するもの、第6条の権利の消滅については町内に居住しなくなったときとあり居住と住所が各条文の中に明記されていないが、条文の文言の解釈について伺う。

答 本町に特別養護老人ホームが開設され、高齢者が住所を持って入所することから10年以上住所を有するという条例に改正された、居住と住所要件を満たさなければ町民の理解は得られないものと思う。



問 全国的な超高齢化、また財政的な理由から敬老祝い金制度を再検討する自治体が増える中、今後この制度の存続が、更なる高齢者福祉事業の充実が町長の考えを伺う。

答 敬老祝い金だけが高齢者の福祉の充実ではない、今後多くの方々の意見を聞き、議会と相談しながら条例の改正について検討する。

七ヶ宿町敬老祝い金の給付条件と条例の解釈